

## 高額な結婚相手紹介サービスは慎重に

婚活ブームによって、合コンやお見合いなどを積極的に行ったり、結婚相手紹介サービスに足を運ぶ独身者が増加しているそうです。こんな中、結婚相手紹介サービスに対する相談が今年の4月～6月にかけて大きく増加し、前年同期比1.6倍の相談が寄せられました。契約者はほとんどが男性であり、平均年齢は43.7歳となっています。

「1年以内で結婚できますよ、と言われた。2.1万円と高額だが信頼できるか」「電話で勧誘を受け営業所に出かけて44万円の契約を結んだ。1ヶ月に3人紹介すると言われていたが10ヶ月たったのにまだ2人しか紹介されていない。話が違う」「考えさせてくれと言ったのに、1週間で考えが変わる、などと言われ契約するまで帰らせてくれなかった。仕方がなく31万5千円で1年間の契約を結んだ」「外国人と3回インターネットでお見合いをただけで婚約となった。成婚料350万円で1週間以内に100万円を支払えと言われた」などという相談があります。

結婚相手紹介サービスは特定商取引法の特定継続的役務提供にあたり、規制対象となっています。法律では契約書面交付義務、うそや強引な勧誘行為の禁止、クーリング・オフについて定められているほか、中途解約については、役務提供開始前は3万円、役務提供開始後は提供された役務の対価に相当する額+解除によって通常生じる損害の額（2万円又は契約残額の20%のいずれか低い方）が上限と定められています。

契約する前には、契約書面をよく読むほか、法律で定められた契約書を渡さない業者と契約してはいけません。また、サービス内容や料金体系をよく確認し、納得のできる場合のみ契約をしましょう。さらに結婚相手は人間であり、相性など要素が大きく影響するので、広告のイメージや業者の言い分を鵜呑みにしたり、過度に期待することは禁物です。また履歴書など個人情報事業者に渡す場合は法令遵守が適切に行われているかどうかを確認する必要があります。

もし、契約に問題があると分かった場合は早目に消費生活の相談窓口へ連絡してください。県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

